

洲本市中小企業等原油価格等高騰対策支援一時金募集要項

1 趣旨

原油価格等の価格高騰の影響により厳しい経営状況に立たされている市内中小企業者等のエネルギーの使用料の負担を軽減し、事業の継続を支援するため「洲本市中小企業等原油価格等高騰対策支援一時金（以下、「一時金」という）を支給します。

2 支給対象

次の「(1) 主たる要件」をすべて満たし、あわせて「(2) 支給対象外事業者」のいずれにも該当しない会社又は個人であることが必要です。

(1) 主たる要件

- ① 令和4年1月1日現在で市内に所在地又は住所地がある会社又は個人であつて、洲本市税条例第31条の規定により令和4年度の法人又は個人の市民税の均等割りが課されている会社又は個人（ただし、個人については同条例第24条第2項の規定により均等割が課されないこととなる者を含む。）
- ② 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間において事業用として使用し、支払った燃料費等の合計が「3 支給額」の要件を満たしていること
- ③ 本一時金の受給後も本市で事業を継続する意思を有すること
- ④ 会社又は個人の役員等に洲本市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員がいないこと

(2) 支給対象外事業者

- ① 中小企業基本法で中小企業者に該当しない会社以外の法人で別表1に掲げるもの（ただし、農業法人については会社法の会社又は有限会社は除く）
- ② 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人
- ③ 道路運送法第3条第1項第1号又は第2号に規定する道路運送事業者
- ④ 農業協同組合法第2条第1項に規定する農業者
- ⑤ 水産業協同組合法第10条第2項に規定する漁民
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び第13項に規定する営業を行う者
- ⑦ 宗教上の組織又は関連した活動を行うもの
- ⑧ 政治団体又は関連した活動を行うもの

(別表1) 中小企業基本法で中小企業者に該当しない会社以外の法人

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合

3 支給額

市内事業所で事業用として使用した燃料等（ガソリン、軽油、灯油、重油、液化天然ガス、液化石油ガス、電気）のうち、令和4年3月から令和4年8月使用分として令和4年4月1日から令和4年9月30日までに支払った燃料費等（ガソリン、軽油、灯油、重油、液化天然ガス、液化石油ガス、電気）の支払い合計金額が以下の要件を満たす場合、所定の額を支給します。

なお、一時金は会社及び個人ごとに1回申請可能です。

※「液化天然ガス」は都市ガス、「液化石油ガス」はLPガス、プロパンガス。

※事業所兼併用住宅で事業を行うものについては、各支給額に1/2を乗じた額とします。

(1) 会社の場合

★一律10万円

※合計額（税込）が50万円未満の場合は対象外

※事業所兼併用住宅の場合は、一律5万円

(2) 個人の場合

★一律5万円

※合計額（税込）が25万円未満の場合は対象外

※事業所兼併用住宅の場合は、一律2.5万円

4 手続き

申請を行う場合、会社及び個人の方は以下の【共通】に記載のものにあわせて、会社の方は以下の【会社】に記載のもの、個人の方は【個人】に記載のものを揃えて申請ください。なお、申請に必要な書類が揃っていない場合や申請書等の内容に不備がある場合は申請書を受け付けできません。

【共通】

①チェックシート

②申請書兼請求書

③燃料費内訳表

④燃料費及び光熱費の支払いが分かる資料の写し（領収書、振込伝票、通帳写し等）

※但し、令和4年3月から令和4年8月使用分として令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間中に支払ったもので、原則、事業所名（屋号）、支払日又は領収（振込）日、金額、名目等が記載されたものに限ります。

⑤誓約書兼同意書

⑥その他市長が必要と認める書類

※その他市長が必要と認める書類は別に市等から提出を求められた場合に提出をお願いするものです。

【会社】

①履歴事項全部証明書の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）

②直近の確定申告書別表一（税務署の受領印が押印されたもの）及び法人事業概況説明書（両面）の写し

※なお、電子申請 e-tax を利用の場合は電子申告した内容の写し

③市民税の均等割の税金通知書の写し

④法人名義の振込口座の通帳の写し（印字が鮮明にコピーされたもの）

【個人】

①代表者本人の本人確認書類の写し（顔写真入り）

※洲本市申請等に係る書面等への押印の特例に関する規則第4条第1号イを準用

②令和3年分の確定申告書の写し

◆青色申告をされている場合

第一表（税務署の受領印が押印されたもの）、第二表及び所得税青色申告書決算書の写し

※なお、電子申請 e-tax を利用の場合は電子申告した内容の写し

◆白色申告をされている場合

第一表（税務署の受領印が押印されたもの）及び第二表の写し

※なお、電子申請 e-tax を利用の場合は電子申告した内容の写し

③市民税の均等割の税金通知書の写し

※市民税の均等割が課されていない方については非課税証明書

④代表者本人の振込口座の通帳の写し（印字が鮮明にコピーされたもの）

5 申請受付期間

令和4年11月1日（火）から令和5年1月31日（火）

※申請受付期間中であっても、事業予算に達した場合は、早期終了となります。

6 申請方法

一時金の申請については、洲本商工会議所及び五色町商工会に委託しています。
そのため、申請窓口は洲本商工会議所及び五色町商工会となります。上記窓口まで
ご持参ください。

※申請について、洲本商工会議所会員の方及び洲本地区に事業所がある方は洲本商工会議所に、また五色町商工会会員の方及び五色地区に事業所がある方は五色町商工会までご提出ください。

※洲本市役所本庁舎、由良支所及び五色総合事務所（五色庁舎）では、お越しただいても申請書の受け取り並びに申請書の内容確認等はいりません。

※郵送での申請の場合、修正などのやり取り等で時間を要しますので、原則ご持参ください。提出いただいた際に申請内容の確認にあわせて修正箇所の説明などを行わせていただきます。

【洲本商工会議所】

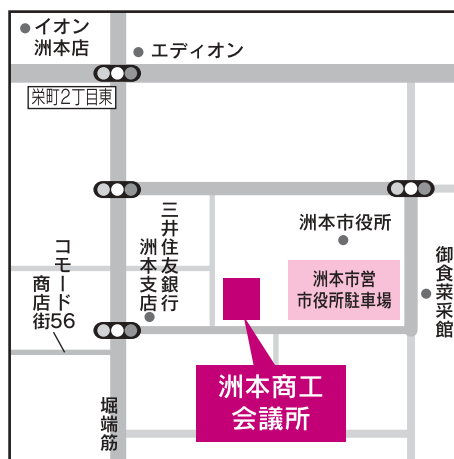
〒656-0025

洲本市本町4-5-3

受付：平日午前10時から午後5時

電話 0799-22-2571

※当会議所にはお客様専用の駐車場がありません。恐れ入りますが、洲本市営市役所駐車場（1時間無料）をご利用ください。



【五色町商工会】

〒656-1301

洲本市五色町都志202

電話 0799-33-0450

(窓口：平日午前10時から午後5時)

受付：令和4年11月21日（月）から

令和5年1月31日（火）

平日午前10時から午後3時

※年末は12月26日（月）まで

年始は1月11日（金）から（予約制）

